

「セーフティドライブ・チャレンジ100運動」実施要領

項 目	実 施 内 容
1 目的	年末年始にかけての繁忙期を機に、交通事故ゼロを目指し、安全・確実な輸送で運送事業の使命を達成して、事業所の信用・信頼をより一層向上させる。
2 運動期間	令和4年12月1日から令和5年3月10日までの100日間
3 対象事業所	対人共済または対物共済契約締結の組合員
4 運動の重点	○ 死亡・重大事故の防止 ○ 追突事故の防止 ○ 交差点事故の防止 ○ 構内事故の防止
5 運動期間中の取り組み	各組合員単位で、運動期間中における交通事故ゼロを目指します。 同封の「運動ポスター」及び「無事故カレンダー」を事務所等に掲示して、日々、「無事故シール」をカレンダーに貼付するなど、各事業所で一体となり、交通事故ゼロに取り組んでください。 特に、上記「運動の重点」に配意し、下記の《取り組み例》を参考に事故防止活動を推進していただきますようお願いします。 《取り組み例》 ○ 点呼時の一言アドバイス 例) 「構内では降車して死角の安全確認をお願いします。」等 ○ 「安全情報」の活用 例) 全ドライバーへの周知、事務所出入り口への掲出等 ○ 呼称（コメンタリー）運転の推進 ○ 危険予知トレーニング（KYT）の推進 例) ヒヤリハットの共有等
6 表彰の実施	(1) 下記の《表彰基準》を満たした組合員には、表彰状を贈呈します。 《表彰基準》 ① 特定の事故について 運動の重点である「死亡事故」、「重大事故」、「追突事故」、「交差点事故」、「構内事故」の発生がないこと。

項 目	実 施 内 容								
	② 契約台数ごとの事故件数について 共済契約車両台数区分毎の事故件数が、下表のとおりであること。 <table border="1"> <tr> <th>共済契約車両台数区分</th><th>期間中の事故件数 (対人・対物事故)</th></tr> <tr> <td>29台以下</td><td>事故なし</td></tr> <tr> <td>30台～49台</td><td>1件以内</td></tr> <tr> <td>50台以上</td><td>2件以内</td></tr> </table> (注1) 共済契約車両台数区分は、11月30日時点での対人共済又は対物共済契約台数のいずれか多い台数を適用します。 ただし、運動期間中に契約台数が大幅に増減した場合は、台数区分を変更することがあります。 (注2) 事故件数は、対人事故および対物事故の件数を数えるものとし、1件の事故で対人事故と対物事故が重複する場合の事故件数については、1件の事故として数えます。 (注3) 車両事故および搭乗者事故は、事故件数として数えません。 (2) 下記の場合は、表彰対象外とします。 ア 運動期間中对人、対物の契約を全て解約した場合 イ 運動期間中に加入した組合員	共済契約車両台数区分	期間中の事故件数 (対人・対物事故)	29台以下	事故なし	30台～49台	1件以内	50台以上	2件以内
共済契約車両台数区分	期間中の事故件数 (対人・対物事故)								
29台以下	事故なし								
30台～49台	1件以内								
50台以上	2件以内								
7 取組み内容 の送付 (お願い)	同封の「セーフティドライブ・チャレンジ 100 運動（期間中の取組み）」に、事業所における運動期間中の取組み内容（予定を含む）をご記入の上、組合事務局あて F A X にてご送付ください。 ご送付いただいた内容につきましては、「安全情報」等でご紹介させていただくなど、組合員皆様の交通事故防止活動の推進に活用させていただきます。 ※運動期間中の各組合員様の事故件数は当組合で集計しております。運動期間終了後に、取組み内容や無事故カレンダーを送付いただかなくても、表彰対象となった組合員様には表彰状を送付いたします。								

セーフティドライブ・チャレンジ100運動（期間中の取組み）

【実施期間：令和4年12月1日～令和5年3月10日】

組合員名

取 組 み 内 容（具体的にご記入をお願いします。）

1

2

3

セーフティドライブ・チャレンジ100運動の重点

- ☐ 死亡・重大事故の防止
- ☐ 追突事故の防止
- ☐ 交差点事故の防止
- ☐ 構内事故の防止

【送付先】

三重県交通共済協同組合

安全・事故防止部

担当：林、高橋、戸田、真野

Fax：059-228-9876